

岩手県消費生活審議会委員 募集要項

1 趣旨

岩手県消費生活審議会は、条例に基づき設置された、消費者施策に関する重要事項の調査審議、紛争のあっせん及び調停並びに紛争の解決のための知事への助言を行う機関であり、現在は学識経験者、消費者代表、事業者代表の委員16人で構成されています。

このたび改選の時期を迎える、広く県民の皆さんの意見を審議会の審議に反映するため、消費者代表の委員の一部を公募いたします。

2 募集人数

2名

3 委員の業務

年間2～3回、盛岡市内で開催する審議会に出席して、消費者施策に関する事項について意見等を述べ、審議していただきます。審議会の時間は、1回当たり2時間程度です。

4 任期

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間です。

5 報酬等

審議会に出席いただいた際は、その都度、県の規定により報酬及び交通費をお支払いします。

6 応募の要件

次のすべてに該当する方。ただし、公務員は除きます。

- (1) 県内に在住する満18歳以上（令和8年4月1日現在）の方であること。
- (2) 消費者施策について関心を有すること。
- (3) 過去に岩手県消費生活審議会委員への就任経験がないこと。

7 応募方法

(1) 提出書類

応募の際は、次の書類を提出してください。

ア 応募申込書（別紙様式）

※同内容の記載があれば、様式は問いません。

イ 作文

「応募の動機」及び「消費者被害を防ぐために行政が取り組むべきこと」について、800字以内で記載してください。様式は自由です。

(2) 募集期間

令和8年1月20日（火）から令和8年2月27日（金）まで【必着】

(3) 提出及び照会先

〒020-0021 盛岡市中央通三丁目10-2 岩手県県民くらしの安全課消費生活担当
(岩手県立県民生活センター)

電話 019-624-2586

FAX 019-624-2790

E-mail CB0001@pref.iwate.jp

(4) 提出方法

直接持参、郵送、ファクス又はE-mailで提出してください。

8 選考方法及び結果通知

岩手県環境生活部に設置する選考委員会で審査のうえ、決定します。

選考結果については、応募された方全員に通知します。